(ハ)　平成二十三年四月二十二日において原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が福島県知事、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯舘村長及び川俣町長に対して行った住民に対し常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことの指示の対象区域

(ニ)　特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が事故発生後一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。）

三　次に掲げる者であって、一般電気事業者に対し、当該事務所等に代えて用いられる事務所等において使用する電気につき当該一般電気事業者からその供給を受けている旨を申し出たもの（3．①注二に掲げる者を除く。）

(イ)　警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を一般電気事業者と締結していた者

(ロ)　(イ)に掲げる者が個人である場合において警戒区域等が設定された日において当該契約締結者と同居していたその者の三親等内の親族（(ハ)及び(ニ)に掲げる者を除く。）

(ハ)　(イ)に掲げる者が個人である場合において当該契約締結者と同居するその者の三親等内の親族

(ニ)　(イ)に掲げる者（(ニ)に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があったときにおけるその者の相続人

(ホ)　(イ)に掲げる者（(ホ)に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により警戒区域等内事務所等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

附　則

この告示は、平成二十四年七月一日から適用する。

○経済産業省告示第百四十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）第二条第一項並びに附則第二項第二号及び第三号並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条及び第十八条第三項の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示を次のように定め、平成二十四年七月一日から適用する。

平成二十四年六月十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

回避可能費用単価等を定める告示

（賦課金の特例に係る製造業以外の業種に係る倍数）

第一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が定める数は、製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・七に八を乗じて得た五・六を、製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均である〇・四で除して得た十四とする。

（警戒区域に準ずる区域又は地点）

第二条　令附則第二項第二号の規定に基づき平成二十三年四月二十二日において設定された警戒区域に準ずるものとして経済産業大臣が定める区域又は地点は、次に掲げる区域又は地点とする。

一　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（第三号において「事故」という。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。次号において同じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行った住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示の対象区域

二　平成二十三年四月二十二日において原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が福島県知事、浪江町長、川内村長、楢葉町長、南相馬市長、田村市長、葛尾村長、広野町長、いわき市長、飯舘村長及び川俣町長に対して行った住民に対し常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことの指示の対象区域

三　特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が事故発生後一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。）

（警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につき電気事業者と契約を締結していた者に準ずる者）

第三条　令附則第二項第三号の規定に基づき警戒区域等に所在する事務所等において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結していた者に準ずる者として経済産業大臣が定める者は、次に掲げる者とする。

一　契約締結者（令附則第二項第二号の警戒区域等が設定された日において当該警戒区域等に所在する同項第一号に規定する事務所等（第四号において「警戒区域等内事務所等」という。）において使用する電気につきその供給を受ける契約を電気事業者と締結していた者をいう。以下この条において同じ。）が個人である場合において警戒区域等が設定された日において当該契約締結者と同居していたその者の三親等内の親族（次号及び第三号に掲げる者を除く。）

二　契約締結者が個人である場合において当該契約締結者と同居するその者の三親等内の親族

三　契約締結者（この号に規定する相続人を含む。）が個人である場合においてその者について相続があったときにおけるその者の相続人

四　契約締結者（この号に規定する合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人を含む。）が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により警戒区域等内事務所等に係る事業を承継させたときにおけるその分割に係る法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の三に規定する分割承継法人

（回避可能費用単価）

第四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（以下「施行規則」という。）第十六条に規定する回避可能費用単価は、次に掲げる電気事業者の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一　一般電気事業者　次の表の上欄に掲げる電気事業者ごとに、同表の下欄に掲げる額について一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）第二十一条の規定の例により燃料費調整を行った額

北海道電力株式会社	一キロワット時当たり六・二四円
東北電力株式会社	一キロワット時当たり五・九二円
東京電力株式会社	一キロワット時当たり八・〇六円
中部電力株式会社	一キロワット時当たり六・五七円
北陸電力株式会社	一キロワット時当たり四・三三円
関西電力株式会社	一キロワット時当たり五・〇九円
中国電力株式会社	一キロワット時当たり六・三一円
四国電力株式会社	一キロワット時当たり四・八二円
九州電力株式会社	一キロワット時当たり五・一〇円
沖縄電力株式会社	一キロワット時当たり八・一九円